

令和5年1月20日

文化審議会の答申（重要有形民俗文化財の指定等）

文化審議会（会長 さとう まこと 佐藤 信）は、1月20日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、重要有形民俗文化財として1件、重要無形民俗文化財として3件を指定等すること及び登録有形民俗文化財として2件、登録無形民俗文化財として2件を登録することについて文部科学大臣に、また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として3件を選択することについて文化庁長官に、それぞれ答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、重要有形民俗文化財は226件、重要無形民俗文化財は329件、登録有形民俗文化財は49件、登録無形民俗文化財は4件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は654件となる予定です。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」をご覧ください。

＜担当＞文化庁文化財第一課

課長	齋藤 憲一郎（内線 2884）
課長補佐	山田 隆志（内線 2933）
主任文化財調査官（民俗文化財部門）	前田 俊一郎（内線 2868）
主任文化財調査官（芸能部門）	吉田 純子（内線 2866）
審議会係	田中 裕香（内線 2887）
	電話：03-5253-4111（代表）
	03-6734-2887（直通）

I. 答申内容（11件）

1. 重要有形民俗文化財の指定（新規1件）

名 称 及 び 員 数	所 有 者	所有者の住所
りくぜんたかた ぎょうろうようぐ 陸前高田の漁撈用具 3, 028点	りくぜんたかたし 陸前高田市	岩手県 りくぜんたかたし 陸前高田市

2. 重要無形民俗文化財の指定等（新規2件、内容等変更1件）

（1）重要無形民俗文化財指定（2件）

名 称	所 在 地	保 護 団 体
かわのくるまにんぎょう 川野車 人形	東京都 にしたまぐん おくたままち 西多摩郡 奥多摩町	おこうちきょうどげいのう 小河内郷土芸能 保存団体協議会
いしづちくろちゃ 石鎚 黒茶の製造技術	愛媛県 さいじょうし 西条市	いしづちくろちゃ 石鎚 黒茶 製造技術保存会

（2）重要無形民俗文化財の指定内容及び名称の変更（1件）

名 称	所 在 地	保 護 団 体
めら かぐら 米良の神楽	宮崎県 さいとし こゆぐん 西都市、児湯郡 きじょうちやう こゆぐん にしめらそん 木城町、児湯郡 西米良村	しろみ かぐら 保存会、おはえ かぐら 銀鏡 神楽 保存会、尾八重 神楽 保存会、なかのまたかぐら 中之又 神楽 保存会、 にしめらそん かぐら 西米良村 神楽 保存会連合会

3. 登録有形民俗文化財の登録（新規2件）

名 称 及 び 員 数	所 有 者	所有者の住所
すわ げ た 諏訪の下駄 スケートコレクション 130点	しもすわまち 下諏訪町	長野県 すわぐん 諏訪郡 しもすわまち 下諏訪町
こうか 甲賀 売薬の製造・販売用具 2, 488点	こうかし 甲賀市	滋賀県 こうかし 甲賀市

4. 登録無形民俗文化財の登録（新規2件）

名 称	所 在 地	保 護 団 体
の と 能登のいしる・いしり製造技術	石川県	特定せず
おうみ 近江のなれずし製造技術	滋賀県	特定せず

5. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択（新規3件）

名 称	所 在 地	保 護 団 体
おおやま 大山 こまの製作技術	神奈川県 いせはらし 伊勢原市	いせはらしおおやま 伊勢原市大山こま製作技術保存会
きたうらち ほう 北浦 地方のサバー送り	山口県 ながとし しものせきし 長門市・下関市	特定せず
おおしらき い こ 大白木の亥の子さま	佐賀県 からつし 唐津市	おおしらき 大白木こどもクラブ

Ⅱ. 解説

1. 重要有形民俗文化財の指定

①^{りくぜんたかた}陸前高田^{ぎょううようぐ}の漁撈用具

- 所 有 者 ^{りくぜんたかた し}陸前高田市（陸前高田市立博物館保管）
○所有者の住所 ^{りくぜんたかた し}岩手県 陸前高田市
○員 数 3, 0 2 8 点
○文化財の概要

【指定の趣旨】

三陸地方の海域は、北からの親潮と南からの黒潮が合流する日本屈指の漁場であり、我が国の漁撈文化を考える上で重要な地域である。本件は、三陸地方の中でも、リアス式海岸が発達した三陸海岸南部における漁撈用具の収集であり、多様な魚種を対象とした各種の漁撈用具が体系的に分類・整理されていて、三陸沿岸地域で営まれてきた漁撈活動の地域的特色をよく示す資料群となっている。東北地方の太平洋岸地域における生業を理解する上で貴重であり、また、日本列島における漁撈の技術や用具の変遷を考える上で重要である。

【文化財の説明】

本件は、我が国の代表的なリアス式海岸である三陸海岸の南部、陸前高田市の沿岸地域において魚介類の捕獲に使われた用具である。当地では、季節や海域に応じた様々な漁撈活動が営まれ、入り江や岩礁の多い沿岸でのアワビやウニ、海藻類などの磯物採取、マグロやカツオ、サケなどの大型の回遊魚を対象とした沖合での釣漁や網漁、また、穏やかな海を利用した広田湾での海苔養殖などが行われてきた。このような漁撈活動に使われた用具が網羅的に収集されており、磯物採取用具、^{かんせい}陥穽 漁用具、突漁用具、釣漁用具、網漁用具、養殖用具、運搬・製造加工用具、船関係用具、仕事着、信仰・儀礼用具などから構成されている。



【磯物採取用具】



【網漁用具・釣漁用具】

2. 重要無形民俗文化財の指定等

(1) 重要無形民俗文化財の指定

① 川野車 人形

- 文化財の所在地 東京都 ^{にしたまぐんおくたままち} 西多摩郡 奥多摩町
- 保護団体 ^{おごうちきょうどげいのう} 小河内 郷土 芸能 保存団体協議会
- 公開期日 毎年3月第1土曜もしくは日曜
- 文化財の概要

【指定の趣旨】

本件は、人形 浄瑠璃 ^{にんぎょうじょうるりぶんらく} 文楽 の人形に代表される三人遣いの精巧な演技を、一人遣いで表現すべく工夫された芸能である。かつて多摩地域において多数の座があった車人形が ^{せつきょうぶし} 説経 節 とともに旧川野村（現奥多摩町川野）に伝播し、地域に根差して傳承された歴史的な過程とともに、地域的特色をも示している。現在、車人形の技法は本件を含め東京都・埼玉県内の3地域にのみ残されており、幕末から近代にかけての我が国の人形芝居の変遷を知る上で、希少な傳承である。

【文化財の説明】

本件は、東京都奥多摩町川野地区の鎮守社である ^{や きゅうじんじゃ} 箭 弓 神社 の例大祭に合わせて奉納される、特殊な一人遣い形式の人形芝居である。演者がろくろ車と呼ばれる小型の台車に腰を掛けて人形を遣うところから車人形と呼ばれ、幕末から明治期にかけ、多摩地域及び埼玉県西部を中心に流行した。人形を持った演者は、人形の ^{かかと} 踵 に付けられた「足がかり」という小突起を足の親指と人差し指で挟み、自身の足を動かしつつ、ろくろ車を活用することで、人形が歩く演技を行う。また両手の操作も三人遣いとは異なる工夫がなされ、人形の左手は ^{ゆんで} 弓手 という特殊な構造となっており、車人形では一人遣いで人形の両手足及び ^{かしら} 首 を遣うことが可能となっている。

川野には明治18年、説経節の太夫でもあった ^{き じ の せい べ え} 木住野 清兵衛 が、この車人形を村民たちに伝えたと言われる。上演の始まりには「三番叟」を舞う定めとなっており、「日向景 ^{ひやうがけきよいちだいき} 清 一代記 ^{ごくや} 獄舎 破りの段」「同 ^{ひとまるひめみちゆき} 人丸 姫 道行 の段」など説経節による約10演目を伝えている。



【川野車人形】

② ^{いしづちくろちゃ}石 鎚 ^{せいぞうぎじゅつ}黒茶 の 製造 技術

- 文化財の所在地 ^{さいじょうし}愛媛県 西条市
- 保 護 団 体 ^{いしづちくろちゃせいぞうぎじゅつほぞんかい}石 鎚 黒茶 製造 技術 保存会
- 文化財の概要

【指定の趣旨】

本件は、茶葉を発酵させることで、「黒茶」と呼ばれる酸味をもった独特の風味の茶を製造する技術である。四国山地は、現在も発酵茶の製造技術を伝承している数少ない地域であり、石鎚黒茶は、徳島県の ^{あわばんちゃ}阿波 晩茶 などとともに希少な伝承例となっている。その製造は、カビ付けと漬け込みと呼ばれる二段階の発酵を経て行われることに特色がある。また、製造の一連の工程には、手間をかけた伝統的な製法が維持されており、我が国の発酵茶の伝承や製茶技術の変遷を理解する上で重要である。

【文化財の説明】

本件は、西日本最高峰の ^{いしづちさん}石 鎚山 の山中において、古くから伝承されてきた発酵茶を製造する技術である。愛媛県西条市小松町の石鎚地区で行われてきたもので、現在は、石鎚黒茶製造技術保存会によってその技術が継承されている。

石鎚黒茶は、独特の発酵製法で黒い茶葉に仕上げることから、その名称で呼ばれている。おもに7、8月の期間に製造され、摘採、^{てきさい}殺 青、^{きっせい}カビ付け、^{じゅうねん}揉捻、漬け込み、乾燥、選別の各工程がある。発酵に適した冷涼な山中の建物に茶葉を運び込み、二段階に分けて自然発酵させる。発酵させた茶葉は、天日干しにしてから選別し、完成となる。



【蒸した茶葉】



【茶葉の天日干し】

(2) 重要無形民俗文化財の指定内容及び名称の変更

①^{めら かぐら}米良の神楽

<変更前>

- ・指定名称 米良神楽
- ・文化財の所在地 宮崎県^{さいとし}西都市^{しろみ}大字 銀鏡
- ・保護団体 銀鏡神楽保存会
- ・公開期日 毎年12月13日から15日

<変更後>

- ・指定名称 米良の神楽
- ・文化財の所在地 宮崎県^{さいとし}西都市、^{こゆぐんきじょうちょう}児湯郡木城町、^{こゆぐんにしめらそん}児湯郡西米良村
- ・保護団体 ^{しろみかぐら}銀鏡神楽保存会、^{おはえかぐら}尾八重神楽保存会、^{なかのまたかぐら}中之又神楽保存会、^{にしめらそんかぐら}西米良村神楽保存会連合会
- ・公開期日 毎年11月から12月ほか

○文化財の概要

【変更内容等】

昭和52年、宮崎県西都市の銀鏡神楽が「米良神楽」として重要無形民俗文化財に指定されたが、その後の調査により、一ツ瀬川や^{おまるがわ}小丸川上流域に伝承される西都市の尾八重神楽、児湯郡木城町の中之又神楽、同郡西米良村の越野尾神楽、村所神楽、小川神楽の伝承状況が明らかとなったことから、今回「米良神楽」（銀鏡神楽）に尾八重神楽、中之又神楽、越野尾神楽、村所神楽、小川神楽を含める内容とし、併せて名称を「米良神楽」から「米良の神楽」に変更するものである。

本件は、大がかりな^{みこうや}御神屋を設けて神楽三十三番を夜を徹して舞う神楽である。土地に由来する様々な神が^{おりい}降居と称して次々に^{まいど}舞処に現れて舞うことや、これらの神々が「^{じまい}地舞」と称する^{ひためん}直面の^{とりものまい}採物舞によって導き出されるなど、他の神楽にはない特色を有している。^{こうじん}荒神問答や神楽歌の詞章は、九州をはじめ広く西日本の神楽の変遷を考える上で重要であり、地域の生業を反映し、狩猟習俗を伝える「ししとぎり」などの演目も伝えている。以上のように、本件は神楽の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

【文化財の説明】

本件は、西都市の銀鏡神楽、尾八重神楽、児湯郡木城町の中之又神楽、同郡西米良村の越野尾神楽、村所神楽、小川神楽から成る神楽である。各神社例大祭での神楽三十三番のほか、正月や春分、秋分などの祭り、葬式や病氣平癒など個人祈願によっても数番を舞う。神楽の前半では、「地舞」という直面の採物舞によって導き出された土地に由来する様々な神が、降居と称して舞処に現れ舞う。いずれも着面の舞であり「^{しんめんまい}神面舞」という。後半では神話に取材した演目や、滑稽な所作を伴う演目なども演

じられ、観衆による神楽囃子（神楽せり歌）も歌われる。伝承演目には、荒神^{こうじん}と神主が問答を行う「柴荒神」「綱荒神」「衣笠^{みかさ}荒神」や、狩猟習俗を伝える「ししとぎり」などもある。



【銀鏡神楽の神迎え神事
（写真提供・撮影 生田浩）】



【銀鏡神楽「西之宮大明神」
（写真提供・撮影 生田浩）】

3. 登録有形民俗文化財の登録

① 諏訪^{す わ}の下駄^{げ た}スケートコレクション

- 所有者 下諏訪町^{しもすわまち}（下諏訪町立諏訪湖博物館・赤彦記念館^{あかひこ}保管）
- 所有者の住所 長野県諏訪郡下諏訪町^{すわぐんしもすわまち}
- 員 数 130点
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

諏訪地方では、近代以降、スケートを楽しむ愛好家が諏訪湖に集い、当地の子供たちの間でもスケート遊びがはやり、スケートは冬季の代表的な娯楽として定着した。

本件は、このようなスケートの流行と需要の高まりの中で考案された日本独自の下駄スケートの収集で、スケート文化が各地へ普及することに大きな役割を果たした。下駄スケートの発祥地におけるまとまった収集として貴重であり、冬季における娯楽・遊戯の地域的な様相や遊戯用の履物の変遷を考える上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、長野県の諏訪地方で考案され、各地に普及した「下駄スケート」と呼ばれる氷上滑走用の履物の収集である。外国製のスケート靴をモデルにして、明治時代に下諏訪の^{かざり}鋳職人によって発明された。下駄の底にブレードと呼ばれる鉄製の刃を付けた形態を基本とし、フィギュアスケート型とスピードスケート型に大別される。

本収集は、各種の下駄スケートと、下駄スケートの前身とされる氷すべり、下駄スケートを足首に固定する真田紐から構成される。



【下駄スケート】



【氷すべり】

②^{こう か ばい や く}甲 賀 売 薬 の 製 造 ・ 販 売 用 具

○所 有 者 甲賀市^{こう かし}（甲賀市^{こう かし}くすり学習館保管）

○所有者の住所 滋賀県^{こう かし} 甲賀市

○員 数 2, 4 8 8 点

○文化財の概要

【登録の趣旨】

我が国における^{はい ち ばい や く}配置 売 薬 は、近世中期以降、越中富山をはじめ、大和や近江、肥前田代などの地域で発達し、「おきぐすり」の名称で家庭薬として広く愛用され、近代医療が普及するまでの間、地域の保健衛生を支え続けてきた。

本件は、こうした売薬業の成立や地域的な展開をよく示す資料群であり、甲賀における製薬の実態に加え、^{やまぶし}山 伏 の ^{はい さ つ}配 札 に由来する売薬商人の活動の実態をうかがうことができる。当地の産業を理解する上で、また、我が国における薬業の変遷や交易を考える上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、近江売薬の一つで、配置売薬として知られる「甲賀売薬」の製造と販売に使用された用具の収集である。当地の売薬業は、甲賀の山伏が各地での布教の際に、土産物として薬を携行したことに始まるとされ、近代以降、甲賀地域の主要な産業として発展した。本収集は、薬種の選別や調合、製丸などの薬製造の各工程で使用された用具と、行商時に用いた鞆類や携行品などの配置売薬用具のほか、得意先で配布した商品の広告類などから構成される。



【製造用具】



【販売用具】

4. 登録無形民俗文化財の登録

①^の能登^とのいしる・いしり製造技術

- 文化財の所在地 石川県
- 保護団体 特定せず
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

石川県の能登地方では、醤油に類似した風味をもつ、「いしる」又は「いしり」などと呼ばれる魚醤が継承されてきた。これは、秋田のしょつつる、香川のいかなご醤油とともに、我が国における代表的な魚醤の一つであり、素材自体がもつ天然の発酵力を活かした製造技術には、地域的特色が顕著に見られる。また、長期熟成による伝統的な製造法も維持されており、我が国における発酵調味料の製造技術の変遷や地域差を理解する上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、海産物由来の発酵調味料である魚醤の製造技術である。これは能登で水揚げされた魚介類を塩漬けにし、発酵と熟成を進めることによって、液体状の調味料を作る技術である。魚醤にはうまみ成分と塩分が多く含まれており、大豆を主原料とする醤油が普及するまでは、この地方における代表的な調味料であり、現在でも煮物をはじめとする料理の味付けに広く用いられている。

原料は、日本海側の地域ではイワシやサバ、富山湾側ではイカの内臓を用いることが多い。これらを秋から春にかけて塩と共に漬け込んで発酵させ、固形分の分解と熟成を促すことにより、赤褐色の液体を作り出す。良好な風味を得るためには1年以上の期間が必要とされる。



【発酵の管理】

(有限会社カネイシ提供)



【熟成させた原液の取り出し】

(通販サイト輪食(washoku)提供)

②^{おうみ}近江のなれずし製造技術

- 文化財の所在地 滋賀県
- 保護団体 特定せず
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

魚を発酵させて作る「なれずし」は、近世に酢飯を用いた早ずしが普及する以前からある古い形態である。本件は、その代表的な伝承例であり、歴史も古く、現在も滋賀県一円で広く製造され続けている。琵琶湖と周辺の河川で豊富に獲れる魚を利用し、長期の保存に適するように加工するその製造技術には、地域的特色が顕著であり、我が国におけるすしの調製技術や発酵食品の製造技術の変遷を考える上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、琵琶湖及びその周辺の河川で獲れる淡水魚を使い、乳酸発酵させた「なれずし」の製造技術である。ニゴロブナで作る鮒ずしがよく知られているが、フナだけでなく、ハスやモロコ、アユ、ドジョウなど多様な魚を材料として作られる。酸味の強い独特の風味を持ち、主に正月や祭りなどの行事の際に食される。

その製法は、フナの場合、ウロコや内臓を取り除いた魚を塩と米飯で一定の期間漬け込み、発酵を進ませて作る。ハスやモロコなどの小型の魚の場合は、漬け込む日数は短期間で、またコイやマスなどの大型の魚の場合は、大きい骨を取り除くなどしてから漬け込むなど、魚種や魚体の大小に応じた作り方が伝承されている。



【なれずしの製造風景】



【鮒ずし】

5. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

①^{おおやま}大山 こまの製作技術

- 文化財の所在地 神奈川県^{いせはらし}伊勢原市
- 保護団体 ^{いせはらし}伊勢原市 ^{おおやま}大山 こま製作技術保存会
- 文化財の概要

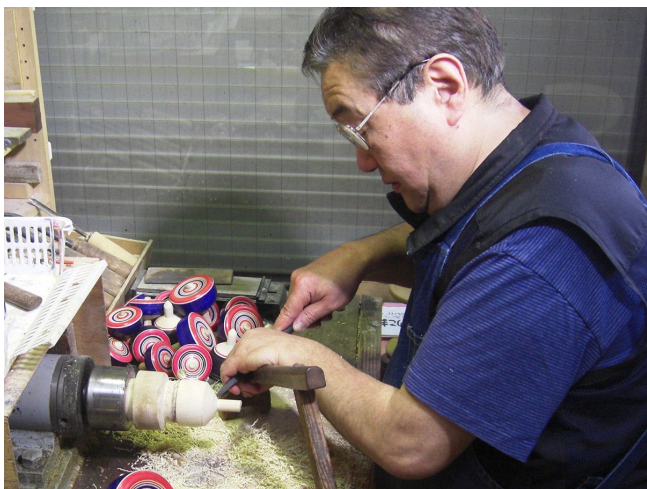
【選択の趣旨】

日本の各地に伝承される郷土玩具や民芸品などの木工品の製作には、^{きじし}木地師の技術を継承している例が少なくない。大山こまの製作技術もその一つで、大山信仰と結びつくことで発達し、^{ろくろ}轆轤を用いて木工品を製作する木地師の技術を伝えている。美しく正確に回る形状の削り出しや軸となる芯棒の調整などの工程はとくに熟練の技術が必要とされ、地域的特色が顕著であり、我が国における^{ひきもの}挽物や木工品製作の技術を理解する上で重要である。

【文化財の説明】

本件は、神奈川県伊勢原市の大山に伝承される、木製玩具の「こま」を製作する技術である。大山こまは、近世中期から盛んとなる大山詣りの土産物として知られ、家内安全や商売繁盛の縁起物として参詣者に買い求められてきた。ミズキを原材料として作られ、芯棒が太く、全体に丸みを帯びた重厚な形が特徴である。

その製作技術は、轆轤の回転を利用して部材の成形や彩色をする木地師の技術を伝えているが、生業の変化等によって技術の伝承が難しくなっており、また、伝承者の高齢化も進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものである。



【轆轤を使った製作風景】



【大山こま（製品）】

②^{きたうちほう}北浦地方のサバー送り

○文化財の所在地 山口県^{ながとし}長門市・^{しものせきし}下関市

○保護団体 特定せず

○文化財の概要

【選択の趣旨】

農作物につく害虫を追い払い、豊作を祈願する行事は、「虫送り」や「虫追い」などと呼ばれ、農薬による害虫駆除が行われるようになる以前は、西日本を中心に各地で広く行われていた。北浦地方のサバー送りは、虫送り行事の典型的な性格をよく伝えており、広域を送り継ぐ形態には地域的特色が顕著である。農耕儀礼や民間信仰の変遷を考える上で重要である。

【文化財の説明】

本件は、山口県の長門市から下関市にかけて広域的に行われる虫送りの行事である。6月下旬から7月上旬に、サバーサマとサネモリサマと呼ばれる二体の藁人形を集落の外に送り出すことで、稲につく害虫を追い払い、無事な生育を祈願する。長門市^{ひがしふかわ}東深川の^{いいやまはちまぐう}飯山八幡宮を起点として、地区から地区へと人形を送り継ぎ、最終的には下関市の^{ほうほくちょう}豊北町と^{とうらちよう}豊浦町にあたる西部の海岸から海に流される。

サバー送りが行われている地域では、稲作を中心として農業が盛んに営まれてきたが、生業の変化や過疎化によって、藁人形の作り手の高齢化や運び手の減少が進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものである。



【飯山八幡宮からの送り出し】



【サバーサマとサネモリサマ】

③^{おおしらき}大白木^いの^こ亥の子さま

○文化財の所在地 佐賀県^{からつし}唐津市

○保 護 団 体 ^{おおしらき}大白木 こどもクラブ

○文化財の概要

【選択の趣旨】

旧暦十月の亥の日の頃は、稲の収穫期に当たり、西日本では「亥の子」、東日本では「^{とおかんや}十日夜」と呼ばれる収穫祝いの行事が伝承されている。本件は、九州地方に伝承される特色ある亥の子の行事で、ワラトビに象徴される稲の収穫祭としての性格が顕著にみられ、また、子供が各家を訪問する行事形態には来訪神的な性格もうかがわれ、地域的特色が豊かである。我が国における農耕儀礼や年中行事の変遷、地域差を考える上で重要である。

【文化財の説明】

本件は、佐賀県唐津市の大白木地区に伝承される、「亥の子さま」と呼ばれる稲の収穫祝いの行事である。地区の子供たちが、ワラトビと呼ばれる稲藁の束を頭に被って家々を祝福して廻り、その年の収穫に感謝するとともに、子供の無事な成長を祝う。各家では、土間の荒神を祀る神棚の下や玄関の上がり口などに供物を用意して子供たちを出迎える。子供たちは、各家の玄関で、「トービトビトイトイトイ」と大声で唱えながら廻り続け、世話役の合図がかかると外へ出て次の家に向かう。

子供たちを担い手として伝承されてきた特色ある行事であるが、近年は少子化によって、参加年齢の範囲を広げて行事を行うようになってきていることから、早急な記録の作成を必要とするものである。



【ワラトビを被る子供たち】



【家の上がり口に用意された供物】

Ⅲ. 参考

○重要有形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要有形民俗文化財	225件	1件	226件

○重要無形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要無形民俗文化財	327件	2件	329件

○登録有形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録有形民俗文化財	48件	2件	49件

※「陸前高田の漁撈用具」の重要有形民俗文化財指定に伴う、既登録の抹消を反映

○登録無形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録無形民俗文化財	2件	2件	4件

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択件数

	現在の件数	今回の答申件数	選択後の件数
		新規選択	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	651件	3件	654件